

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護  
グループホームハルジオン  
利用契約書

社会福祉法人寿敬会



様（以下「利用者」という。）と指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護グループホームハルジオン（以下「事業所」という。）は、事業所から提供される短指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護サービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約を締結します。

#### （入居の判定に係る書類の提出について）

事業所側は責任をもって入居予定者の健康管理や介護を行う上で、事業所で対応できる健康状態であるかの確認を行います。また、感染症の有無を確認し、他の入居者の健康に影響を及ぼすことが無いかの確認を行うため、健康診断書（病歴・血液検査・尿検査・レントゲン・服薬内容・感染症の有無等）の提出が必要となります。

また、上記健康診断とは別に新型コロナウイルス感染症PCR検査については入居日より起算して7日前以降に実施し、PCR検査証明書を提出していただきます。

健康診断書の作成（PCR検査に係る費用を含む）については契約者にて負担頂くものとします。

#### 第1条（契約の目的）

事業所は、要支援・要介護認定を受けた利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従い、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所において、家庭的な環境のもとで日常生活への支援を通じて安心と尊厳のある生活を営むことができるよう指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護サービスを提供します。

#### 第2条（契約期間と更新）

1 本契約の契約期間は契約締結の日から要介護認定有効期間の満了日までとします。

ただし、契約期間満了日以前に利用者が要介護状態区分の更新の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合は、更新後の要介護認定の満了日をもって契約期間の満了日とします。

2 契約期間満了の30日までに、利用者又は身元引受人兼連帯保証人（以下「身元引受人」という。）から書面による契約終了の申し入れが無い場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

3 本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、期間経過の翌日から更新後の要介護認定有効期間の満了日とします。

ただし、契約期間満了日以前に利用者が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合、更新後の要介護認定有効期間の満了日をもって契約期間の満了日とします。

#### 第3条（利用基準）

1 利用者が次の各号に適合する場合、（介護予防）認知症対応型共同生活介護の利用ができます。

- ① 要支援2以上の被認定者であり、かつ認知症の状態にあること
- ② 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと
- ③ 自傷他害の恐れがないこと
- ④ 常時医療機関においての治療をする必要がないこと
- ⑤ 本契約に定めることを承諾し、「重要事項説明書」に記載する事業所の運営方針に賛同できること

#### 第4条 ((介護予防) 認知症対応型共同生活介護計画の作成、変更)

- 事業所は、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、利用者と従業者との協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画を速やかに作成します。
- 事業所は、介護計画作成後においても、その実施状況の把握を行い、必要に応じて（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画の変更をします。
- 利用者は事業所に対し、書面によりいつでも（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画の内容を変更するよう申し出ることができます。この場合、事業所は、明らかに変更の必要がないとき及び利用者の不利益となる場合は除き、利用者の希望に沿うように（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画の変更を行います。
- 事業所は、（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画を作成し、また認知症対応型共同生活介護計画を変更した場合は、その（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画を利用者に対し、内容を説明、同意を得た上で交付します。

#### 第5条 (サービスの内容及びその提供)

- 事業所は、利用者に対して、前条により作成される（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画に基づき次の各号の各種サービスを提供します。
  - 介護保険給付対象サービスとして、下記のサービス等を提供します。ただし、これらのサービスは、内容ごとに区分することなく、全体を包括して提供します。
    - ア 入浴、排泄、食事、着替え等の介護
    - イ 日常生活上の世話
    - ウ 日常生活の中での機能訓練
    - エ 相談、援助
  - 介護保険給付の対象外となる有料の各種サービスとして、「重要事項説明書」のとおり提供します。
- 事業所は利用者に対し、利用開始後の（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画が作成されるまでの間、利用者がその状態と有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう適切な各種サービスを提供します。
- 事業所は、身体的拘束その他利用者の行動を制限しません。ただし、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。しかし、その場合も速やかな解除に努めるとともに、理由を利用者本人に説明します。
- 事業所は、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努め、利用者の利用状況等を把握するようにします。

#### 第6条 (医療上の対応)

- 事業所は、利用者が病気又は負傷等により検査や治療が必要となった場合、その他必要を認めた場合は、利用者の主治医又は事業者の協力医療機関において必要な治療等が受けられるよう支援します。
- 事業所は、利用者に健康上の急変があった場合は、適切な医療機関と連絡をとり、救急治療ある

いは緊急入院が受けられるようにします。

- 3 事業所は、サービス供給体制の確保及び夜間における緊急時の対応のために、協力医療機関と連携をとっています。

## 第7条（秘密保持・個人情報の保護）

- 1 事業所及び従業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族の個人情報（個人情報保護法における定義に従います。）を正当な理由なく第三者に漏らしません。  
なお、この守秘義務は、契約終了後も同様です。
- 2 前項の規定にかかわらず、事業所は、以下の場合に限り利用者に関する心身等の情報を含む個人情報を提供できるものとします。その場合、個人情報利用の内容等の経過を記録します。
  - 一 介護サービスの提供を受けるに当たって、介護支援専門員と介護サービス事業所との間で開催されるサービス担当者会議において、利用者の状態、家族の状況を把握するために必要な場合
  - 二 上記（一）の外、介護支援専門員又は介護サービス事業所との連絡調整のために必要な場合
  - 三 現に介護サービスの提供を受けている場合で、利用者が体調等を崩し又はケガ等で病院へ行ったときで、医師・看護師等に説明をする場合
  - 四 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等
  - 五 事業所内の広報物又は家族会での説明等の場合
- 3 利用者は、本契約の締結により前項の内容の個人情報の使用を了承するものとします。

## 第8条（賠償責任）

- 1 事業所は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害や、実施したサービスに不法行為責任があった場合について賠償する責任を負います。第8条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。  
但し、利用者または身元引受人に故意又は過失、不法行為があったことが認められる場合には、損害賠償責任を減じることができるものとします。
- 2 事業所は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。
- 3 事業所は、自己の責に帰すべき事由がない、或いは、実施したサービスに不法行為責任がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業所は損害賠償責任を免れます。
  - 一 利用者または身元引受人が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
  - 二 利用者または身元引受人が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
  - 三 利用者の急激な体調の変化、利用者の責任に起因する等、事業者の実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合
  - 四 利用者または身元引受人が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合

## 第9条（利用者負担金及びその変更）

- 1 利用者は、サービスの対価として「重要事項説明書」の記載に従い、利用者負担金を支払います。
- 2 利用者負担金のうち関係法令に基づいて定められたものが、契約期間中に変更になった場合、関係法令に従って改定後の利用者負担金が適用されます。  
その際には、事業所は利用者に事前に説明します。
- 3 事業所は、提供するサービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、特にそのサービスの内容及び利用者負担金を説明し、利用者の同意を得ます。
- 4 事業所が、前項の利用者負担金の変更（増額又は減額）を行う場合には、利用者に対して変更予定日の1か月前までに文書により説明し、同意を得ます。

## 第10条（利用者負担金の支払い）

- 1 サービスが介護保険の適用を受ける場合には、原則として介護保険負担割合証に応じた割合の額をお支払いいただきます。  
但し、利用者がいまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦支払うものとします。（要介護認定後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます。「償還払い」）
- 2 事業所は当月の利用者負担金の請求に明細を付して、翌月10日までに利用者に請求し、利用者は、次の方法により支払います。
  - (1) 当事業所指定の金融機関への口座振替（ただし、口座振替が開始されるまでの期間は、口座振込又は現金による支払い対応する）
  - (2) 当事業所指定の郵便局への口座振替（ただし、口座振替が開始されるまでの期間は、口座振込又は現金による支払い対応する）
  - (3) 現金による支払い

## 第11条（利用者負担金の滞納）

- 1 利用者が正当な理由なく利用者負担金を3か月以上滞納した場合には、事業所は文書により10日以上の期間を定めてその期間内に滞納額の全額を支払わなければ、契約を解約する旨の催告することができます。
- 2 前項の催告をしたときは、事業所は「居宅サービス計画」を作成した居宅介護支援事業者と協議し、利用者の日常生活を維持する見地から「居宅サービス計画」の変更、介護保険外の公的サービスの利用等について必要な協議を行うようにするものとします。
- 3 事業所は、前項に定める調整の努力を行い、かつ第1項に定める期間が満了した場合には、文書で通知することによりこの契約を解約することができます。
- 4 事業所は、前項の規定により解約に至るまでは、滞納を理由としてサービスの提供を拒むことはありません。

## 第12条（法定代理受領サービス以外のサービス提供証明書の交付）

事業所は、法定代理受領サービスに該当しない（介護予防）認知症対応型共同生活介護を提供した場合において、利用者又は身元引受人から利用料の支払いを受けたときは、利用者が償還払いを

受けることができるよう、利用者又は身元引受人に対してサービス提供証明書を交付します。サービス提供証明証には、提供した介護保険給付対象の各種サービスの種類、内容、利用単位、費用等を記載します。

### 第13条（利用者の権利）

利用者は、（介護予防）認知症対応型共同生活介護に関して以下の権利を有します。これらの権利を行使することによって、利用者はいかなる不利益を受けることもありません。

- ① 独自の生活歴を有する個人として尊重され、プライバシーを保ち、尊厳を維持すること
- ② 生活やサービスにおいて、十分な情報が提供され、個人の自由や好み、及び主体的な決定が尊重されること
- ③ 安心感と自信を持てるよう配慮され、安全と衛生が保たれた環境で生活できること
- ④ 自らの能力を最大限に発揮できるよう支援され、必要に応じて適切な介護を継続的に受けられること
- ⑤ 必要に応じて適切な医療を受けることについて援助を受けられること
- ⑥ 家族や大切な人との通信や交流の自由が保たれ、個人情報が守られること
- ⑦ 地域社会の一員として生活し、選挙その他一般市民としての行為を行えること
- ⑧ 暴力や虐待及び身体的・精神的拘束を受けないこと
- ⑨ 生活やサービスにおいて、いかなる差別も受けないこと
- ⑩ 生活やサービスについて従業者に苦情を伝え、解決されない場合は、専門家又は第三者機関の支援を受けること。

### 第14条（利用者の義務）

利用者は、（介護予防）認知症対応型共同生活介護に関して以下の義務を負います。

- ① 利用者の能力や健康状態について情報を正しく事業所に提供すること
- ③ 他の利用者やその訪問者及び従業者の権利を不当に侵害しないこと
- ④ 特段の事情がない限り、事業所の取り決めやルール及び事業者又はその協力医師の指示に従うこと

ただし、利用者が、介護や医療に関する事業者又はその協力医師の指示に従うことを拒否する旨を明示した書面を事業所に提示し、それによって起こるすべてについて利用者が責任を負うことを明らかにした場合はその限りではありません

- ⑤ 事業所が提供する各種サービスに異議がある場合に、速やかに事業者に知らせること
- ⑤ 市町村並びに介護保険法その他省令に基づく事業所への立ち入り調査について利用者及び身元引受人は協力すること

### 第15条（造作・模様替え等の制限）

- 1 利用者及び身元引受人は、居室に造作・模様替えをするときは、事業所に対してあらかじめ書面によりその内容を届け出て、事業所の承認を得なければなりません。また、その造作・模様替えに要した費用及び契約終了時の原状回復費は利用者及び利用者代理人の負担とします。
- 2 利用者及び身元引受人は、事業所の承諾なく居室の鍵を取り替えたり、付け加えたりすることはできません。

3 利用者及び身元引受人は、居室以外の認知症対応型共同生活介護内の造作・模様替え等をしてはなりません。

#### 第16条（契約の終了）

次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を終了します。ただし、終了事由が発生し、契約が終了したにもかかわらず、事業者が行ったサービスの対価は利用者がこれを負担します。

- ① 要介護の認定更新において、利用者が自立（非該当）もしくは要支援1と認定された場合
- ② 利用者が死亡した場合
- ③ 利用者又は身元引受人が第18条に基づき本契約の解除を通告し、予告期間が満了した日
- ④ 事業所が第19条に基づき本契約の解除を通告し、予告期間を満了した日
- ⑤ 利用者が病気の治療等その他のため長期（1か月）に認知症対応型共同生活介護を離れることが決まり、かつ、その転移先の受け入れが可能となったとき  
ただし、利用者が長期に認知症対応型共同生活介護を離れる場合でも、利用者又は身元引受人兼連帯保証人と事業所の協議の上、居室確保等に合意したときは本契約を継続することができます。  
尚、上記のように入院或いは合意による長期入院などにより本施設を離れる場合であっても、居室確保等により「居住に要する費用」についてはお支払いをいただきます。
- ⑥ 利用者が他の介護療養施設等への入所が決まり、その施設の側で受け入れが可能となったとき

#### 第17条（利用者の解約権）

1 利用者は事業所に対して、契約満了希望日の30営業日前までに通知することにより、この契約を解約することができます。なおこの場合、事業所は利用者に対し、文書による確認を求めるすることができます。

ただし、利用者の病状の急変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、直ちにこの契約を解約することができます。

2 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

- (1) 事業所が、正当な理由なくサービスを提供しないとき
- (2) 事業所が、利用者やその家族様などに対して社会通念を逸脱する行為を行ったとき

#### 第18条（事業所の解約権）

事業所は、利用者が以下の事項に該当する場合には、本契約の全部または一部を解除することができます。また、以下のいずれかに該当し、その事案が特に重大であると事業所が判断した場合には、即日で契約を解除することができます。

- (1) 利用者またはその身元引受人が、契約締結時または契約期間中に、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事業を生じさせた場合
- (2) 第11条による場合
- (3) 利用者またはその身元引受人ないしはご家族（内縁関係等を含む）が故意に法令違反その

他著しく常識を逸脱する行為を行い、事業所の再三の申し入れにも関わらず改善の見込みがなく、または、故意または重大な過失により事業所又はサービス従事者もしくは他の利用者等の財物・信用等を傷つけ、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

- (4) 利用者の行動が他の利用者やサービス従事者の生命・身体・健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、または利用者が“重大な自傷行為を繰り返すなど”本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (5) 利用者が契約期間中に著しい背信行為を行い、契約を継続することが困難となった場合

#### 第19条（契約終了時の援助）

契約を解除又は終了する場合には、事業所はあらかじめ居宅介護支援事業者に対する情報の提供を行うとともにその他の保健医療サービス又は福祉サービス提供者等と連携し、利用者に対して必要な援助を行います。

#### 第20条（退居時の援助及び費用負担）

- 1 契約の解除あるいは終了により利用者が（介護予防）認知症対応型共同生活介護を退居するときは、事業所はあらかじめ退居先が決まっている場合を除き地域包括支援センター・居宅介護支援事業所又はその他の保健医療機関もしくは福祉機関等と連絡して、利用者及び身元引受人、連帯保証人に対して、円滑な退居のために必要な援助を行います。なお、利用者の退居までに利用者の生活に要した費用等の実費は、利用者及び身元引受人、連帯保証人の負担とします。
- 2 入居契約が終了した後、利用者の残置物がある場合、一時的に事業所側で保管は致しますが、契約終了後、遅延なく、入居契約が終了した旨を身元引受人、連帯保証人に連絡を行わせていただきます。
- 3 残置物については、連絡を受けた日から一月を経過する日までに、身元引受人、連帯保証人に残置物の引き取りを行っていただきます。  
尚、一月を経過してもその引取りが無い場合には、事業所側で残置物の処分が出来るものとし、処分に要した費用については、身元引受人、連帯保証人に請求させていただき、その支払いを行っていただきます。
- 4 処分費用については、契約書添付の「処分料金一覧表」より算出させていただきます。

#### 第21条（身元引受人）

- 1 利用者の残置物や利用者の利用料等滞納等があった場合に備えて、その残置物一切の引き取り、及び債務の保証人として身元引受人を定めることとします。
- 2 事業所は、本契約が終了した後、利用者の残置物や施設への債務等がある場合には身元引受人にその旨連絡するものとします。
- 3 身元引受人は、前項の連絡をうけた後2週間以内に残置物の引き取り、及び1か月以内にその他の債務を履行するものとします。但し身元引受人は、特段の事情がある場合には、前項の連絡を受けた後、速やかに事業所にその旨を連絡するものとします。その場合には、事業所が合理的事情であると判断した場合に限り、期限を延期することがあります。
- 4 事業所は、前項但し書の場合を除いて、身元引受人が引き取りに必要な相当期間が過ぎても残置

物を引き取る義務を履行しない場合には、事業所の判断に基づき当該残置物を強制的に身元引受人に引き渡すか、事業所が処分するものとします。但し、その引き渡し又は処分に係る費用は身元引受人の負担とします。また、その費用について身元引受人からの支払いが行われない場合、及び債務の履行がない場合、事業所は法的手段等により解決を図るものとします。

## 第22条（連帯保証人）

- 1 連帯保証人は、利用者と連帯して、本契約から生じる利用者の債務を負担するものとします。
- 2 前項の負担は、極度額180万円を限度とします。
- 3 連帯保証人が負担する債務の元本は、利用者又は連帯保証人が死亡したときに、確定するものとします。
- 4 連帯保証人の請求があったときは、事業所は連帯保証人に対し、遅滞なく、利用料等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供します。

## 第23条（苦情処理）

- 1 事業所は、利用者又はその家族様からの（介護予防）認知症対応型共同生活介護に関する相談、苦情等に対応する窓口を設置し、迅速かつ適切に対応し、サービスの向上及び改善に努めます。
- 2 事業所は、利用者が苦情申立を行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。
- 3 利用者は、介護保険法令にしたがい、市町村及び国民健康保険団体連合会等の苦情申立機関に苦情を申し立てることができます。

## 第24条（代理人）

利用者は、代理人を選任することができます。ただし、代理人がその代理権を行使する場合は、事業所に対し、その権限を証する書面を提示してこれを行うこととします。

## 第25条（裁判管轄）

この契約に関する紛争の訴えは、利用者の住所地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

## 第26条（契約外事項）

この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところによります。

## 第27条（協議事項）

この契約に関して問題が生じた場合は、第1条記載の目的のため、当事者が互いに信義に従い、誠実に協議したうえで解決するものとします。

上記契約を証するため、本契約書2通を作成し、利用者様、身元引受人・連帯保証人、事業所は署名押印のうえ、契約者、事業所各1通ずつを保有するものとします。

令和 年 月 日

事業者 住 所 和歌山市平尾2番地1  
事業者名 社会福祉法人寿敬会  
代表者氏名 理事長 中谷 剛 

契約者（利用者） 住 所  
氏 名 

契約者（利用者）が署名出来ないため、契約者本人の意思を確認の上、私が利用者に代わって、その署名捺印を代行します。

署名代行者 住 所  
氏 名 実印  
(契約者との関係 )

身元引受人 住 所  
氏 名 実印  
(契約者との関係 )

連帯保証人 住 所  
氏 名 実印  
(契約者との関係 )

本契約に係る指定認知症対応型共同生活介護サービス事業所表

事業の種類	事業所の名称	和歌山県指定番号
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	グループホームハルジオン	3090100151